

平成26年12月1日

お客さま各位

株式会社筑邦銀行

**法人インターネットバンキング<ちくぎんビジネスWeb>サービスをご契約のお客さまへ  
【被害補償制度に関するお知らせ】**

最近、全国の金融機関の法人向けインターネットバンキングサービス(以下、「本サービス」)において、暗証番号等が盗まれて不正なアクセスにより振込が行なわれ、お客さまのご預金が盗取される事案が多数発生しております。

当行では、お客さまに本サービスを安心してご利用いただけるよう、本サービスの不正アクセス等による被害に対して、当行所定の補償限度額の範囲で補償を行うことといたしましたので、お知らせします。

記

補償限度額

1 契約者IDにつき、年間(暦年)上限1,000万円

1 契約者ID = マスタユーザー(サービスの管理者)ID + 一般ユーザー(ご担当者)ID

被害補償の開始時期

平成26年12月1日(月)

補償対象

本サービスにおいて、ID・パスワードが盗難され、かつ不正使用されたことにより預金等に被害が発生した場合

補償の適用条件

1. 不正使用に気づいてから速やかに、当行に通知が行われていること
2. お客さまから十分な被害調査の協力が得られること
3. 警察に対して被害事実等の事情説明を行って頂くこと

補償の対象とならない主な場合

1. 不正な送金等が発生した翌日から30日以内に当行へ事故のお届けをいただけなかった場合
2. 当行が指定するセキュリティ対策を実施いただけていない場合

(当行が指定するセキュリティ対策とは、「電子証明書」のご利用もしくは「ワンタイムパスワード」のご利用です。)

3. 本サービスに使用するパソコンの基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
4. パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用し続けている場合
5. パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入されていない場合、導入されていても最新の状態に更新されていない場合
6. 本サービスに係るパスワードを定期的に変更していない場合
7. 当行が指定した手順以外で電子証明書を利用している場合
8. お客さまの故意・重大な過失または法令違反による場合
9. お客さまの同居の親族等が自ら行い、または加担したIDの盗難 等

上記以外の詳細は個別にお問い合わせください。

**具体的な補償の内容につきましては、お客さまのご利用状況やセキュリティ対策の導入状況、警察当局による捜査結果等も踏まえ、個別に検討させていただきます。**

盗用、不正使用にお気づきの際は、直ちに当行営業店、もしくはヘルプデスクまでご連絡ください。

【ちくぎんIBヘルプデスク】

TEL: 0120-16-7980 (平日9:00~18:00)

以 上